

障害のある子ども・家庭への支援

特別児童扶養手当

心身に障害のある20歳未満の児童を監護している父、母または養育者に支給している手当です。

- 対象
①身体障害者手帳1～3級程度の児童（4級の一部を含む）
②愛の手帳1～3度程度の児童
③精神障害または内部障害により、日常生活に著しい制限を受ける状態にある児童

- 支給制限
所得要件などによる制限があります。
- 手当額
1級（重度）月額55,350円
2級（中度）月額36,860円
- ◆問合せ先
福祉保健部障害者福祉課障害者福祉係
☎（3546）5389
FAX（3248）1322

児童育成手当（障害手当）

心身に障害のある20歳未満の児童を扶養している父、母または養育者に支給している手当です。

- 対象
①身体障害者手帳1・2級程度の児童
②愛の手帳1～3度程度の児童
③脳性麻痺または進行性筋萎縮症の児童
- 支給制限
住所要件・在宅要件・扶養義務者の所得要件などによる制限があります。

- 手当額
月額15,500円
- 申請に必要なもの
扶養している児童の身体障害者手帳または愛の手帳、請求者の預金口座がわかるもの、個人番号確認書類、ほかに個別の事情に応じた必要書類があります。
- ◆問合せ先
福祉保健部障害者福祉課障害者福祉係
☎（3546）5389
FAX（3248）1322

障害児福祉手当

心身に重度の障害を有するため、日常生活において常時介護されている20歳未満の方に支給している手当です。

- 対象
①身体障害者手帳1級（2級の一部）程度の方
②愛の手帳1度（2度の一部）程度の方
③上記①・②と同程度の疾病、精神障害の方
各種手帳を取得していなくても可
- 支給制限
次のいずれかに該当する場合は、受給できません。
①施設に入所しているとき

- ②障害を理由とする公的年金を受けているとき
- 支給停止
本人または扶養義務者の所得が基準額以上になると、認定されても手当の支給が停止されます。
- 手当額
月額15,690円
- ◆問合せ先
福祉保健部障害者福祉課障害者福祉係
☎（3546）5389
FAX（3248）1322

東京都重度心身障害者手当

心身に重度の障害を有するため、常時複雑な介護を必要とする原則65歳未満の方に支給している手当です。

- 対象
①重度の知的障害で、日常生活について常時複雑な配慮を必要とする程度の著しい精神症状を有する方
②重度の知的障害と重度の身体障害が重複している方
③重度の肢体不自由者であって、両上肢および両下肢の機能が失われ、かつ、座っていることが困難な程度以上の身体障害を有する方

- 支給制限
住所要件・在宅要件・所得要件などによる制限があります。
- 手当額
月額60,000円

- ◆問合せ先
福祉保健部障害者福祉課障害者福祉係
☎（3546）5389
FAX（3248）1322

心身障害者福祉手当

原則65歳未満で心身に障害のある方に支給している手当です。

- 対象
①身体障害者手帳1～3級の方
②愛の手帳1～4度の方
③脳性麻痺または進行性筋萎縮症の方
④精神障害者保健福祉手帳1級の方
- 支給制限
住所要件・在宅要件・所得要件（20歳未満の児童の場合には扶養義務者の方の所得要件）・保護者が児童育成手当（障害手当）を受給している場合

- 手当額
身体障害者手帳1・2級または愛の手帳1～3度の方
脳性麻痺または進行性筋萎縮症の方
月額15,500円
身体障害者手帳3級または愛の手帳4度の方
精神障害者保健福祉手帳1級の方
月額10,200円

- 申請に必要なもの
身体障害者手帳または愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳、請求者の預金口座がわかるもの、個人番号確認書類、ほかに個別の事情に応じた必要書類があります。

- ◆問合せ先
福祉保健部障害者福祉課障害者福祉係
☎（3546）5389
FAX（3248）1322

重度障害者紙おむつの支給

寝たきりもしくは失禁状態にある重度の心身障害のある方、重度の知的障害のある方または重度の精神障害のある方に紙おむつをお届けします。

- 対象
在宅または入院中の方で、3歳以上65歳未満の常時臥床の状態、もしくはこれに準ずる状態にあり、または失禁状態にある、次のいずれかに該当する障害のある方。
①身体障害者手帳1・2級の方
②愛の手帳1・2度の方
③精神障害者保健福祉手帳1・2級の方
④その他特に区長が必要と認める方
- 支給内容
区が作成したカタログの中から商品を選択していただき、1カ月につき150枚を限度として無料で支給

します。
また、病院などに入院・転院し、病院が指定するおむつ以外を使用することができない場合には、月7,000円を限度におむつ代を助成します。

- 申請に必要なもの
・紙おむつの支給
身体障害者手帳または愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳
・おむつ代の助成
詳しくはお問い合わせください。

- ◆問合せ先
福祉保健部障害者福祉課相談支援係
☎（3546）6032
FAX（3248）1322

障害児通所支援

通所による療育などの支援が必要な障害児に対して、サービスの支給決定をします。未就学児に対しては児童発達支援、小学生以上の児童に対しては放課後等デイサービスなどのサービスがあります。

●対象

通所による療育などの支援が必要だと認められた障害児

●申請方法

詳しくはお問い合わせください。

●費用

利用料はかかりません。ただし、おやつ代などの実費負担があります。

◆問合せ先

福祉保健部障害者福祉課相談支援係 ☎(3546)6032
FAX(3248)1322

自立支援給付

居宅介護(ホームヘルプ)、短期入所(ショートステイ)などのサービスの支給をします。

●対象

身体障害者手帳、愛の手帳(療育手帳)などを取得した障害児または難病の児童で必要と認められた方

●申請方法

詳しくはお問い合わせください。

●費用

本人の属する世帯の所得状況によって変わります。

◆問合せ先

福祉保健部障害者福祉課相談支援係 ☎(3546)6032
FAX(3248)1322

このほかにも障害のあるお子さんのいるご家庭へのさまざまな支援サービスを行っています。
詳しくは障害者福祉課へお問い合わせください。